

貸切バスの新しい運賃・料金制度について

一般社団法人 千葉県バス協会

国土交通省では平成24年に発生した関越道における高速ツアーバス事故により、貸切バス事業者の経営・労働環境改善と安全の徹底を図るため、「バス事業のあり方検討会」を発足させ、平成25年「貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定すると共に、安全コストを運賃料金に反映させた新たな「貸切バス運賃・料金制度」を平成26年4月より実施することになりました。下記の内容をご理解の上、安全性を重視している当協会の会員事業者をご利用ください。

新しい運賃・料金制度の概要

1. 新運賃制度は時間と距離併用制の運賃になります。

(1) 時間制運賃の計算方法は…

出庫前点検・帰庫後点検それぞれ1時間ずつ合計2時間と走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額を頂きます。ただし、最低保証運賃設定として3時間以内の運行については、3時間及び出庫・帰庫点検2時間を合算した5時間分を頂きます。

(2) キロ制運賃の計算方法は…

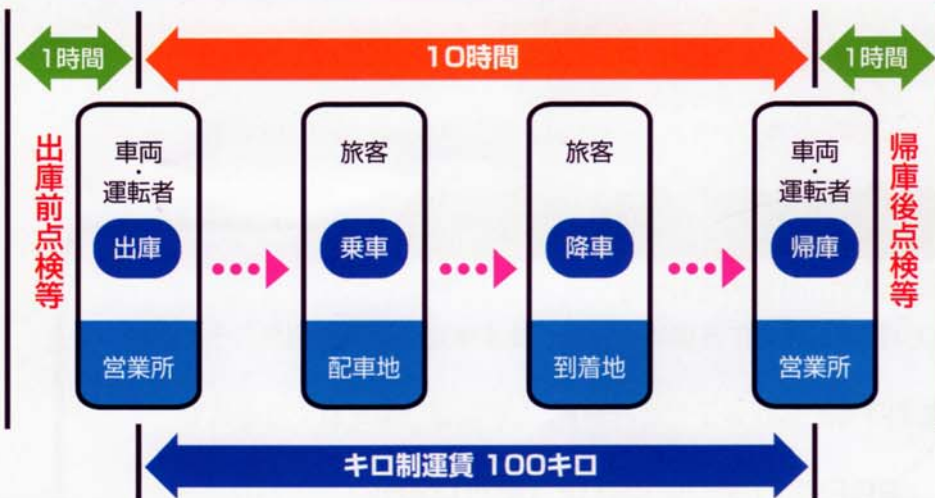
車庫出庫～配車～運行～降車～車庫帰庫までの走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額を頂きます。

(3) 基準運賃から下限10%、上限30%の範囲で運賃を設定することができます。



時間制運賃における最低保証について

現行の最低運賃3時間に加え、出庫前及び帰庫後の点検等に必要の時間として2時間(出庫前1時間、帰庫後1時間)を加えたものを新たな運賃・料金制度における最低運賃とする。



現行の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前及び帰庫後の点検等2時間分を全ての運行に加算する。

3時間運行の場合

$$5(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$$

10時間運行の場合

$$12(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$$

例

① 時間制運賃の場合

$$\begin{aligned} & \text{出庫}(1\text{時間}) + \text{営業時間}(10\text{時間}) + \text{帰庫}(1\text{時間}) = 12\text{時間} \\ & 12\text{時間} \times \text{時間制運賃単価} \end{aligned}$$

② キロ制運賃の場合

$$\begin{aligned} & \text{出庫から帰庫までのキロ数}(100\text{キロ}) \\ & 100\text{キロ} \times \text{キロ制運賃単価} \\ & \text{最低運賃} = \text{①} + \text{②} \end{aligned}$$

2. 運賃以外にかかる費用(料金)

- (1) 深夜早朝(22~5時)に係る運行については2割増を限度とした時間制運賃を頂きます。
- (2) 長距離・夜間運行における交替運転者については別途配置料金を頂きます。
- (3) ガイドが必要な場合は別途実費を頂きます。
- (4) 特殊な装置を有する車両(サロンカー・リフト付きバス等)は5割増を限度として運賃を頂きます。
- (5) 通行料、駐車料、添乗員宿泊代等、運行に関わる費用は別途頂きます。

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金額の範囲

(単位：円)

		上 限 額	下 限 額	
運賃	キロ制運賃 (1キロ当たり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1キロ当たり)	40	30
		時間制料金(1h 当たり)	3,080	2,130
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制)の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	
端数処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。 ○ 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。 			

大型車・中型車・小型車の3区分とする

車両区分

大型車・・・車両の長さ9メートル以上または、旅客席数50人以上
 中型車・・・大型車・小型車以外のもの
 小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

3. 法令関係

- (1) 新運賃制度は平成26年4月1日から施行されます。
- (2) 新運賃制度移行期間は、6月30日までに各事業者より千葉運輸支局へ届け出を行うこととなっています。
- (3) 運賃料金事前届出違反に対する罰則が厳正化されます。上限及び下限を超えた運賃で販売したバス事業者は…
 - 初違反** ➡ **20日車の車両使用停止(現行は警告)**
 - 再違反** ➡ **40日車の車両使用停止(現行は10日車)**
- (4) 旅行者に対する措置
 運賃料金の届出違反について、旅行者が当該違反に関与していると疑われる場合、観光庁に通知されます。
- (5) 自治体に対する措置
 自治体が行う入札で、下限割れ運賃に基づく落札を行ない、届出運賃違反で行政処分を受けた場合、自治体に違反事実を通報、地方自治体法245条の4に基づき、技術的助言を行います。